



Title	貞婦さん関連文献及び孝子貞婦顕彰運動について
Author(s)	佐野, 大介
Citation	懐徳堂センター報. 2007, 2007, p. 31-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24406
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

貞婦さん関連文献及び孝子貞婦顕彰運動について

佐野大介

【解説部】

『龍野貞婦記録』(注一)は、中井竹山の手になる龍野の貞婦さんの評伝であり、病氣の夫に仕えたさんの行状に、竹山の評が付されている。この他、さんの行状に関する記述として、中井履軒『昔の旅』(十七章から二十一章)(注二)、石原公章『播州佐江村貞婦小伝』、及び股野玉泉『天民録』(『播磨國揖西郡佐江村照圓寺弟教順女房 無高さん 卯三十六歳』の章)がある。

このうち、『昔の旅』は履軒が竹山と共に龍野を訪れた体験を元に記した『紀行体の物語』であり、行程中に竹山・履軒をモデルとした主人公の一行がさんを訪問している。石原公章『播州佐江村貞婦小伝』は、股野玉泉編『龍野孝婦鳴盛編』に収録されたさんの評伝であり、股野玉泉『天民録』は龍野藩において藩主より褒賞を受けた孝子貞婦などの行状を列挙したものである。

この時期、懐徳堂はしばしば募金活動を伴う孝子貞婦顕彰運動を展開している。また、各藩も孝子の顕彰を活発に行なつており、龍野藩も孝子や貞婦の褒賞が盛んであった。このような状況において、懐徳堂の『子華行状』『稻垣浅之丞純孝記録』『かしまものかたり』『孝子義兵衛記録』『龍野貞婦記録』『錫類記』、股野玉川ら龍野藩士の『天民録』『忠孝成美録』『龍

野孝婦鳴盛編』などの孝義伝が撰された(注三)。

本稿は、懐徳堂の孝思想及び、江戸期における儒学者による孝子顕彰運動の研究の一環として、『龍野貞婦記録』及びさんの評伝について解説及び考察を加えたものである。なお本稿翻刻部では、『龍野貞婦記録』に『昔の旅』当該部と『播州佐江村貞婦小伝』と『天民録』当該章とを対応させた。

なお、以後本稿解説部では『龍野貞婦記録』を竹山版、『昔の旅』当該部を履軒版、『播州佐江村貞婦小伝』を石原版、『天民録』当該章を玉川版と記すこととする。

一、先後関係

懐徳堂とさんとの関わり、及びさんの顕彰は、竹山と履軒とが明和八年(一七七一)に龍野を旅行した際、さんを訪問したことに端を発している。旅行の後、履軒が旅行より取材した『昔の旅』を執筆し、さらに後、竹山がさんの評伝として竹山版を執筆した。他の評伝成立も含め、さん関連の主要な事件を奥書に従つて並べると、以下の通りとなる。

竹山・履軒のさん訪問（明和八年（一七七一）三月十三或十四日）

中井履軒『昔の旅』（明和八年三月）

石原公章『播州佐江村貞婦小伝』（明和辛卯（八年）夏四月）

さんの褒賞（明和辛卯五月十九日）

中井竹山『龍野貞婦記録』（明和辛卯の五月晦）

股野玉泉『天民録』（寛政四年（一七九二））

竹山と履軒とがさんを訪問したのが明和八年三月十三或いは十四日。帰途に就いたのが二十四日。履軒の『昔の旅』の成立が明和八年三月であるから、奥書によれば帰阪してすぐに書き上げたこととなる。

ついで、石原版が四月に、竹山版が五月に成立する。股野玉泉『天民録』は、享保八年より天明二年の間に龍野藩より褒賞された孝子貞婦等の行状六十件以上を集めており、成立は遅れて寛政年間にかかる。

さんの褒賞は「君命ありて、さんをめし出し、しろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり」（竹山版）、「明和八卯年五月十九日為褒美銀子三枚遣之」（玉川版）とあることから、明和八年五月十九日であると考えられる。

なお、杉山氏前掲稿が既に指摘していることだが、竹山版の十八節は数行に渡り見せ消しが存在し、一度書き換えられたことが見て取られる。比較のため、改変前と改変後とを並べここに示す。改変前の取消線が見せ消しの部分、改変後の傍線部が新たに書き加えられた部分である。

【前】すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なればむーーのたがはーー外にすらしてまほる事ありて、某まゝなりしを下ーの後まほりもとけ

木、そのつかさなる士大夫より、あづまの館へ申し上しよなん。ほどなく例のむとく、君命もあむべし。

【後】すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なれば、同じごろそのつかさなる士大夫より、あづまの館へ申し上しに、ほどなく君命ありて、さんをめし出し、しろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり。

また、奥書も「辛卯の卯月（引用者注：明和八年四月）」を「辛卯の五月晦」と訂正してあることから、十八節の修正に伴って奥書が訂正されたことが解る。当初、四月に記した時点ではさんはまだ褒賞を受けておらず、五月十九日の褒賞を受けて、当該部を修正したものである。

ここで疑問となるのは、石原版の成立時期である。十八節相当部に、「公の御聞くに達し、あつき仰事の上褒美として、白銀三十両賜」とあり、

確かにさんが褒美を受けたことが記されているのだが、奥書には「明和辛卯夏四月」とある（注四）。竹山版・玉川版載さんの褒賞は五月十九日であるから、石原版の記述はこれと齟齬を生ずる。また、褒美の内容も「しろがね三枚」（竹山版）、「銀子三枚」（玉川版）とあるのに対し、石原版のみ「白銀三十両」としており、他の二者と異同がある。

石原版は褒賞の日付を載せないため、褒賞の日付及び内容に關して竹山版・玉川版と別の情報に基づいたものか、もしくは、竹山版同様四月時点で書き上げていたものに、さんの褒賞を受けて加筆修正し、奥書を訂正しなかつたものかは未詳。

次に、四者の内容について比較してみる。最も明確な相違点は夫の記名である。竹山版・履軒版・玉川版が夫を「教順」と記すのに対し、石原版のみ「琢道」と記す。或いは僧名か。

また、夫の病気の原因の記述は以下のようにある。

【竹山】かの男子うせぬ。そのなげきより、教順物くるはしくなり、晝夜さはぎのゝしる

【履軒】物のけさへそひて

【石原】はからずも最愛の男子におくれて、琢道悲哀の餘りに、鬱滯の病を發しける

【玉川】病氣に付狂氣之躰に相成

玉川版が「病氣」と簡潔に述べるのに対し、竹山版と石原版とは「息子の死亡」がその原因となつたことを記す。これに対して、履軒版は「物の怪さえ添いて」と記し、以降でも教順を「もののけ」と表記する。さらに、例えば十一節は「夫が寒さを避けないさまに従い、さんは己のみ暖まるこことを肯んじない」という筋だが、そのディテイールは各自異なつてゐる。

【竹山】あか裸にて、走り廻り、川原にうち臥などする

【履軒】あかはだかにて、庭にたゞめば

【石原】其儘床の上に臥ける時は

【玉川】該当記事なし

石原が屋内のことであるのに対して、懷徳堂側の記事では屋外に出ていることになっている。この後、「近所のものが見咎めてさんを諭した」と続くため、やや懷徳堂側の方が辻褄が合つてゐるといえようか。ただ、竹山版と履軒版との間にも「川原」「庭」との齟齬が見られる。

その他、要素別に各版における有無を確認すると、①竹山版のみ載す「夫が嫉妬から暴力を振るう」(八節)、②竹山版と石原版とのみ載す「夫が碁に誘う」(九節)、③石原版のみ載す「蚊帳がないため蚊を追う」(十一節間)、④竹山・履軒のみ載す「さんを訪問する」(十三・十七節)・「家が狭い」(十五節)、⑤竹山・石原・玉川のみ載す「さんが褒賞を受ける」(十八節)等の違いが見られる。

四者はそのプロットをほぼ同じくするが、要素と文章との類似性は低く、直接文章を流用したような形跡は見られないとしてよい。

この様な違いを生じた原因の一つには、それぞれの文献の性質の違いがあると考えられる。履軒版は「紀行体の物語」の一部であるため、④などに独自の情報が多い。また、玉川版は龍野藩より褒賞を受けた者を集めた行状集の一項目である。なお、玉川版のみ「其上養子抔も至りて」(五節)という情報を有している。菅野則子氏は『官刻孝義録』の著作意図に関して、「孝行者」として、幕藩権力が表彰したその内容は、……ゆきつくところは「家」の維持・継承に收斂するものであつたといつてよいだろう(「十七・十八世紀の「孝」について――『官刻孝義録』にみる――」『帝京史学』第十一号、一九九七年)としているが、『天民録』の編纂にも「お

上が褒賞を受けた者」（菅野氏前掲論文）を収集するというような、為政者としての意識があつたのかもしれない。

これらに対して竹山版と石原版とはさんの顕彰を目的とした、さん個人に対する評伝であるため、上記二者に比べて述べられる行状が詳しく、分量も多い。両者は形式的には類似しているといえるが、内容に異同が見られる箇所も少なくない。たとえば、竹山のみが二十節にあたる部分を有するのは、その著作目的の異同を窺わせる。著作目的として、石原版が「此婦德^{ふくべつ}」永久に傳らん事をねがふものから」（十九節相当部）と記す一方、竹山版には、

いでわづかにも、その困窮を救はんとおもへど、愚が家のいとなみさへつたなくて、心に任せねば、去し此、西岡の孝子をたすけし、前蹤に隨ひ、まづしき囊をさぐりて、其餘を門人ならびに親しき人々に乞んとす。元より多きを求めるやうはなし。たゞ鳥目いそぢ七そぢのほどにて、くるしからず。この巻にそへて、愚が方に送り給へかし。

とある。また奥書に「知音の御人々」とあることから、竹山版が知り合いに對して募金を募つている様子が見てとられる。ここから、竹山版は單にさんを顕彰するのみならず、募金活動の一環として、広くさんを紹介するために記されたことが解る。矢羽野氏前掲稿に既に指摘がある通り、このやり方は明和七年に孝子義兵衛に募金した際に用いられたものと同じい。つまり、竹山が『孝子義兵衛記録』を記し、それを回覧した同志が義兵衛に據金したという前例に倣つて、今度は竹山版を記して同志に回覧させ、さんへの募金を募つたわけである（注五）。また、義兵衛の際の『孝子義兵衛記録』には領主に褒賞を願い出る文書が付されており、『かはしま

ものかたり』には懐徳堂の募金活動の顛末が記されている。つまり、『孝子義兵衛記録』及び竹山版はこれにより募金を集め、『かはしまものかたり』は孝子だけでなく、孝子を見いだした竹山、ひいては懐徳堂を顕彰しているのである。懐徳堂関係者の手になる孝義伝は、単に孝子貞婦の行ないを顕彰するだけではなく、同時に懐徳堂の社会的活動としての機能を併せ有したものであつたといえよう。

三、さんの行状と孝行譚との類似性

竹山は貞婦（さん）の為の募金集めに際して、孝子（義兵衛）と同じ手法を用いていた。これは、竹山がこの二種の行状に本質的な違いを認めていなかつたことによると考えられる。こういつた竹山等評伝の著者の意識は、評伝の内容からも窺うことができる。このことを、さんの行状と著名な孝行譚との内容比較より考察する。

石原版には十節と十一節との間に「奉仕対象の蚊による被害を除く」なる要素が見える。

さるほどのまづじさなれば、夏の夜の蚊帳もなく、三伏のながきも、夫のもとに添臥て、團扇を以て蚊をはらひつゝ、あくるあしたを待あかし（傍点引用者。以下同）

これと類似する要素は、著名的な孝子譚にも散見する（注六）。

冬は火を以て衾を温め、夏は扇を揮りて蚊蚋を去る。（『日記故事』孝念類「徐積号墓」）

家貧にして、榻に幃帳無し。毎夏夜、蚊の多く膚に攢まるに任し、渠の膏血の飽を悉にす。多しと雖も驅わず、其の己を去りて親を噬むを恐る。(『全相二十四孝詩選』呉猛)

奉仕対象に蚊を到らせないよう、徐積は奉仕対象を扇ぎ、また呉猛は己に蚊を集めている。こういった行為は、代表的な孝行譚のモチーフの一つであるが、さんの行動もこれらにほぼ等しい。

また、八節の「夫の暴力に対して反発しない」に関しては、

時に過有りて母之を杖つ。而して泣く。母曰く、他日未嘗て泣かず。今泣くは何ぞや。瑜対えて曰く、往日、杖を得れば嘗に痛し。母の康健なるを知る。今杖あれども痛からず。母の力衰うるを知る。是以て泣くのみ。(『孝行録』「伯瑜泣杖」)

とあるものが類似性が高い。この精神は経書にも、

父母怒りて説ばす、而して之を撻ちて血を流すとも、敢えて疾怨せず。敬に起き孝に起く。(『礼記』内則)

などと説かれている。

さらに、十一節に見える「夫が寒さを避けないさまに従い、己のみ暖まる」とを肯んじない」という心情は、

朱百年は至孝なり。貧家にして困苦す。時に百年朋友の家に詣る。友之を饗す。年醉いて還らず。時に大寒なり。友食を以て覆う。年驚き覚めて覆わるるを知るなり。即ち脱却して覆わず。友脱ぐ由を問う。

というものに近いであろう。

また、二節・六節の「再婚の勧めを拒否する」は、代表的な貞女譚のモチーフ(=「亡夫に操を立てる」)に類するものだが、例えば『日記故事』婦道類には、

陳孝婦年十六にして嫁す。其の夫戍に行くに当たり、婦に囁して曰く、我が生死未だ知るべからず。吾還らざれば、肯て吾が母を養わんや。婦応えて曰く、諾と。夫果たして死して帰らず。姑喪に居る。姑を養うに紡織を業と為す。其の父母其の少くして子無くして寡なるを哀れみ、將に取りて之を嫁せんとす。婦曰く、夫去るの時、囑するに老母を供養するを以てす。妾のを許諾す。養いて卒うる能わず、諾して信ずる能わざれば、將に何を以て世に立たん、と。自殺せんと欲す。父母懼れて敢て嫁せず。其の姑を養うこと二十八年。姑八十余にして天年を以て終う。田宅を売りて以て之を葬る。終に祭祀に奉ず。淮陽の大守以て聞き、黄金四十斤を賜い、其の家を復し、号して孝婦と曰わしむ。(『日記故事』婦道類「許諾養姑」)

という故事が見える。ここでの再婚拒否の意義が、「操を立てる」にではなく「奉仕対象を見限ることの否定」と「信義を破ることの否定」とにあることは、出典と思われる劉向『列女伝』に、陳孝婦の「不孝不信にして且つ義を無みせば、何を以て生きんや」という科白が見えることからも明らかである。このうち「奉仕対象(=姑)を見限ることの否定」は、一種

年答えて曰く、阿母寒宿するなり。我何ぞ煖を得んやと。之を聞きて流涕非慟するなり。(船橋本『孝子伝』「朱百年」)

の孝行譚のモチーフとして機能しているといつてよい(注七)。さんの場合

も、離婚拒否の意義は「奉仕対象(=夫)を見限ることの否定」にあり、その意味附けは一般的な貞女譚よりここに挙げた説話のそれに近い

(注八)。

以上のように、評伝に表れたさんの行状は、ほぼ歴代の孝行譚にみられるモチーフの集合といってよい。孝と貞とは共に、私的上位者に対する当為という性質を有していることから、親和性が非常に高い。当時も「婦ハ孝と貞と輕重なし」(『官刻孝義伝』凡例)とされるように、女性に対しては、往々にして孝貞の区別は重視されず、その両全が要求された。

さんが仕えた相手は夫であり、評伝に「孝」に関する記述は表れない。しかし、竹山は『かしまものかたり』の跋で、稻垣子華(孝子)・義兵

衛(孝子)・よし(孝婦)・さん(貞婦)を並べて、一括りに「美譚」と評しており、石原版が収録されている『龍野孝婦鳴盛編』は「孝婦」と銘打ちながらも、孝子・孝婦・貞婦の評伝を併せ載す。また『天民録』はさら

に広く、藩に表彰された孝行・奇特者の行状を区別無く記す。さらに言えば、『孝行録』や『孝子伝』などの所謂孝行譚集においても、「孝行」と銘打つていながら孝のモチーフが表れず、貞や悌のみが表れる説話はまま見られる。ここから、それぞれの選者の意識の上で、これらの行為についての質的な差異に関しては、ほとんど考慮がなされていなかつたことを窺うことができる。

四、孝子貞婦顕彰運動と儒者間ネットワーク

竹山が「我門の美譚」として挙げる子華・義兵衛・よし・さんのうち、子華(美作より播磨)は懷徳堂門人であり、竹山が『子華孝状』『稻垣浅

之丞純孝記録』を記して顕彰し、股野玉川とも往来があつた。

義兵衛(山城)は竹山が『孝子義兵衛記録』を、加藤竹里が『かしまものかたり』を記し、三浦梅園『榆婉録』が義兵衛と懷徳堂との関係を紹介する。

よし(播磨)は玉川が『龍野孝婦の小伝』を記し、『昔の旅』にも登場する。さん(丹波より播磨)は竹山が竹山版を記し、龍野藩士らが玉川版・石原版を記している(注九)。

またこれ以外に、豊後の孝女はつは三浦梅園『榆婉録』に評伝が記されると共に、中井履軒も「錫類記」としてその評伝を記し、「錫類記」は股野玉川『忠孝成美録』に採録されている(注十)。

これら孝子貞婦に関する著作群より、懷徳堂・龍野・梅園といった地域の異なる三者の間で情報がやりとりされるとともに、顕彰のための著作群が参考資料とされ、また新たに評伝が生み出されていった様子が見てとられる。さらにこれらの評伝は、龍野側は『天民録』、梅園は『榆婉録』といつた自藩の評伝を集めた比較的大部の孝義伝集の一部であることが多いのに対し、懷徳堂の著作は全てある一個人に関する評伝であり、その出身地も多岐に渡る。これは、龍野藩士や梅園が、いわば自己の土地の誉れを顕彰するという意識が強いのに対し、懷徳堂の孝子貞婦顕彰が在所地への帰属意識からなされたものではないことを示していよう。

また、孝子顕彰が各地域の儒学者間との交流の要点の一つであり、懷徳堂がこういったネットワークの中心として活動していたことも窺うことができるよう。

以上、貞女さん関連文献群内部での比較および孝行譚との比較から、若

干の考察を行なつた。その結果、一部成立時期について疑問のあること、内容の出入がその書物の性質に基づくこと、典型的孝行譚と類似性が高いこと、当時儒者間に情報交換関係が存在したことなどが明らかとなつた。

孝子及び貞婦の顕彰は、懐徳堂のみが独自に行なつていたものではなく、

当時各地域の儒学者共通の重要な関心事であつた。本稿で取り上げた他にも、この当時我邦各地で撰された所謂孝義伝は枚挙に暇ない(注十一)。

その後、寛政元年(一七八九)に幕府が各藩に対し「孝行または奇特なるもの褒賞もありし」者のリスト及び行状の提出を命じ、それらを整理して、享和元年(一八〇一)に『官刻孝義録』が成立する。以後も各地で孝義伝の撰書が続くが、懐徳堂を中心とした孝子貞婦顕彰運動は、こういつた社会の動きの一つの魁といえるであろう。

注

高山彦九郎「上州三堀孝子伝」の他、「江戸麻布大工三次郎行状」、「大和孝子庄右兵衛門行状」、「内海養珉観鴉有感説」の五篇を收む。

(四) 以下、貞婦さん関連文献の一部箇所を示す際には、本稿翻刻部の分節を用いる。

(五) 孝子義兵衛については、宮川康子氏「懐徳堂思想と民衆」(『日本思想史学』二十四号、平成三年)及び「心学と懐徳堂」――の『かわしまものがたり』――(『自由学問都市大坂』講談社、平成十四年、第五章)・拙著「孝子義兵衛関連文献と懐徳堂との間 附翻刻」(『懐徳堂センター報』一〇〇五、平成十七年)を参考されたい。

(六) 『二十四孝』をはじめとする孝行譚集収録の説話は、大抵原典を有し、類話が各書に見られるもの多いたが、本稿ではその性格を重視し、所謂「孝行譚集」「孝義譚集」より引用する。

(七) 万曆刊繡像本覆刻本の附す割り註は、「婦道類」に対して「婦姑に事うるの道、其の孝敬を尽くす者なり。袁微患難恒に其の心を一にす」とし、また、劉向『列女伝』の頃には「孝婦陳に処り、夫死して子無し。母將にこれを嫁せんとす。終に母に聴かず。専心姑を養い、一たび醮して改めず。聖王これを嘉し、号して孝婦と曰わしむ」とある。陳孝婦の行為は「孝」と「信(義)」との両当為の遵守の意味を持ち、本来は「信(義)」がテーマと考えられるが、この説話の受容に際しては、孝行譚としての性質が強調されていたといえる。

(八) 石原版と同じく『龍野孝婦鳴盛編』に収録される孝婦よしの評伝「龍野孝婦の小伝」(股野玉川著)にも、貞婦さんと同様の「夫の死後、実家よりの再婚の勧めを拒否し舅姑を養う」というモチーフが見える。び龍野藩の孝子顕彰との関係についても詳しい。

(九) 『忠孝成美録』は、股野玉川編著の孝行譚集。中井履軒「錫類記」、

高山彦九郎「上州三堀孝子伝」の他、「江戸麻布大工三次郎行状」、「大和孝子庄右兵衛門行状」、「内海養珉観鴉有感説」の五篇を收む。

解る。履軒版に「かの国司につかへたるあり。九鬼氏なり」(同)とあるのは、綾部藩主九鬼氏がモデルと考えられる。『昔の旅』は自身の龍野旅行に取材して、『昔の公家の世界』を描いた一種のフィクションであるため、藩主を「国司」と改変したのである。また、「かの親元は九鬼河内侯の臣」(石原版十八節相当部)の「河内侯」とは、九鬼氏から数名河内守が出ていることを指すと考えられる。なお、『愉快録』載すはつの元主人「郡監綾部妥胤(華名文右衛門)」は杵築藩郡奉行であり、綾部藩とは無関係。

【翻刻部】

凡例

- ・本稿は、中井竹山『龍野貞婦記録(貞婦さんの記録)』に、中井履軒『昔の旅』(該当部、石原公章「播州佐江村貞婦小伝」、及び股野玉泉『天民録』(播磨国揖西郡佐江村照圓寺弟教順女房 無高さん 卯三十六歳)の章)を附載したものである。
- ・『龍野貞婦記録』の底本として大阪大学附属図書館懐徳堂文庫蔵手稿本、「播州佐江村貞婦小傳」の底本として、『龍野孝婦鳴盛編』(幽蘭堂蔵版、明和九年正月、京都書林林権兵衛播州龍野本屋佐吉刊)、「天民録」の底本として、たつの歴史資料館蔵手稿本を用いた。『昔の旅』については、矢羽野隆雄氏他「中井履軒『昔の旅』翻刻訳注 および解説」(『懐徳堂センター報』二〇〇五、平成十七年)を用いた。
- ・『龍野貞婦記録』については『懐徳堂五種』(『懐徳堂遺書』第十五冊、西村時彦編、松村文海堂、明治四十四年)所収の翻刻、「播州佐江村

(十) はつについては、拙著「中井履軒『錫類記』及び孝女はつ閑連文獻について」(『懐徳堂センター報』二〇〇六、平成十八年)を参照されたい。なお、高尾義典「八木氏が妻其父に孝行の事」(『龍野孝婦鳴盛編』)載す龍野藩のはつとは別人。

(十一)『孝子説話集の研究 近世篇』(徳田進著、井上書房、昭和三八年)載す『近世編研究資料目録 孝子実伝の部』には百二十八篇の孝子実伝が挙げられている。

- ・『龍野貞婦小伝』については『日本教育文庫――孝義篇下』(黒川真道編、日本図書センター、昭和五十二年)所収の翻刻も参照した。
- ・『龍野貞婦記録』『昔の旅』『播州佐江村貞婦小伝』『天民録』共に分段されていないが、内容より『龍野貞婦記録』をいくつかの節に分かち、その下段に『昔の旅』『播州佐江村貞婦小伝』『天民録』の内容が対応する箇所を附した。
- ・『龍野貞婦記録』の内容に対応させるため、他書は一部話の順序を入れ替え、「播州佐江村貞婦小伝」は、十四節に続く部分を六節の位置に、また『天民録』は、七節に続く部分を五節の位置に配当してある。
- ・翻刻に当つては底本の文字にできる限り沿うよつ留意したが、俗字・或字など印刷の都合上改めた箇所もある。
- ・『龍野貞婦記録』『天民録』については一部静音を濁音に改めた。

区別がないが、翻刻では区別した。『天民錄』はもと点がないが、句読点を附した。「播州佐江村貞婦小伝」のルビは原刻に従つたもの。

会話部には「」を附した。一部に付されている割り註は（）内に記

した。

・「播州佐江村貞婦小伝」は「綾部侯」「公」が抬頭されているため、翻刻もそれに倣つた。

題	龍野貞婦記録	昔の旅	播州佐江村貞婦小伝	天民錄
貞婦さんの記録			播州佐江村貞婦小傳	播磨國揖西郡佐江村照圓寺弟教順女房
貞婦さんは、播州龍野脇坂侯の領内、佐江おなじ處に、照圓寺といふ住持の僧のやつくりしきにありて、志行不曲、よく其道をつくすは、皆人の荷擔する所なり。況や婦人女子の身として、心さしの至て深きものにあらずんは、何ぞ其操をとげんや。	それ衣食足て礼節を知、倉廩充て榮辱を知る。しかるに日を并て食し、衣をかえてくるのやつくりしきにありて、志行不曲、よく其道をつくすは、皆人の荷擔する所なり。况や婦人女子の身として、心さしの至て深きものにあらずんは、何ぞ其操をとげんや。	卯三十六歳	右さん儀、夫教順に至く貞節に仕へ候由、教順	
貞婦さんは、播州龍野脇坂侯の領内、佐江おなじ處に、照圓寺といふ住持の僧のやつくりしきにありて、志行不曲、よく其道をつくすは、皆人の荷擔する所なり。况や婦人女子の身として、心さしの至て深きものにあらずんは、何ぞ其操をとげんや。	本藩佐江村の貞婦宮崎氏は、（その名さんといふ）丹波國	無高さん	最初丹州福智山	

そこで同國綾部よりむかへとりたるとな
り。一人の男子を得てのち、教順養父と熟
せざる事ありて、龍野にかへる。

時あるたる妻なり。さいはひなく、さす
らへて、難波に移りすめる。

山明覺寺の後住となり、宮崎氏を娶て妻と
し、一男をまふく。其後故ありて明覺寺を立
去り、大坂天満邊の御堂衆となりしとぞ。

に養子に参居候
内、右さん儀、
同州綾部より呼

時あるたる妻なり。さいはひなく、さす
らへて、難波に移りすめる。

山明覺寺の後住となり、宮崎氏を娶て妻と
し、一男をまふく。其後故ありて明覺寺を立
去り、大坂天満邊の御堂衆となりしとぞ。

に養子に参居候
内、右さん儀、
同州綾部より呼

その時さんの親、龍野ははるけきさかるな
れば、心元ながりて、「縁をたちて、こゝ
にとゞまれかし」とあるに、さんこたへて、
「夫より離別せらるゝにもあらねば、いづ
くまでも隨ふこそ、道なるべけれ」とて、
やがてつきて下りぬ。

いとまどしかりければ、はらからなど
は、「いざ帰りね。外によすがもとめて
よ」といふを、聞もいれず。

其はじめ丹波を立去候時琢道貞婦にむかひ
て、我此所を立去間其方は親本へかへすべ
しと申す。貞婦答て「一度夫婦の義をなして、
又親もとへ歸べきにあらず。いづかたへ參り、
いかなるうきめにあふとも、くるしからねは、
いづれへなりとも、從ゆくべし」との事ゆへ、
おなじく伴行しとなり。

斯て大坂の天満に在けるうち、はからずも
最愛の男子におくれて、琢道悲哀の餘りに、
氣に付狂氣之躰
に相成、佐江村
にて照圓寺之厄
介に相成居年月
を送り候得共、

3
さて教順は、大坂興正寺の御堂といふに、
役僧となりて登るに、又從ふ。五とせばか
りして、かの男子うせぬ。そのなげきより、
教順物くるはしくなり、晝夜さはぎのゝし
るゆへ、又ともなひて、龍野にかへりぬ。
教順が病は、起伏あれども、おこるは常に
て、さむるはまれなり。其後二人の女子あ
り。今年姉は八歳、妹は五歳にて、さんは

三とせばかんありて、この教順、物の
けさへそひて、にはかにつれて、ふる
郷にくだりぬ。いとくおどろしきも
鬱滯の病を發しけるゆへ、寺務叶で、佐江
のゝけにて、よりそふ人もなきを、こ
のめん、よるひるはなれず。さるは、
ぬ。其後女子二人をまふけて、四人の家内に
て過けるが、そのふしは病氣も快く、子共の
手習など教て、世わたるたつきとしけるが、
いくほどなく病氣再發し、物狂しくなりけ
ゆうらみたるけしきなし。

かへりぬ。いとくおどろしきも
鬱滯の病を發しけるゆへ、寺務叶で、佐江
のゝけにて、よりそふ人もなきを、こ
のめん、よるひるはなれず。さるは、
ぬ。其後女子二人をまふけて、四人の家内に
て過けるが、そのふしは病氣も快く、子共の
手習など教て、世わたるたつきとしけるが、
いくほどなく病氣再發し、物狂しくなりけ
ゆうらみたるけしきなし。

折柄教順儀、病
に相成、佐江村
にて照圓寺之厄
介に相成居年月
を送り候得共、

三十六才なり。

るゆへ、そのわざもやみぬ。

さてかの兄の僧は、いかなる故にや、教順やみてかへりしより、寺のほとりに、かたばかりのあばらやむすびて、移しあき、教順のみの食物をとゝのへて、毎日三度づつ、はこびあたへ、妻子は咽を潤すべきたよりなし。

されどさんは、少しも怨るけしきなく、布を織、紡績のわざをとり、人のために、縫もの洗ひものなどして、わづかの烟をたて、所の者もあはれみて、米麥薪炭など、少しづゝもおくれりて、饑寒をたすべく。

さるは、糸をくり、布をおりなどして、すぐしける。くひものなどは、さらに人のくふべきものにもあらず、それだになき日もありとなん。

はしらん。

さるは、糸をくり、布をおりなどして、日々の調度をいとなみ、又は琢道好の品をも辨しこれは妻子までは手もおよび得ず、さればとて定たる家産なれば、食餌衣類のいとなむ。何をそれとなさんかたもなし。

しかるに此貞婦紡績などをわざとして、日々の調度をいとなみ、又は琢道好の品をも辨しこれは妻子までは手もおよび得ず、さればとて定たる家産なれば、食餌衣類のいとなむ。何をそれとなさんかたもなし。

其上養子杯も至りて困窮之事に多く、尤つかへがたき事もありて、うみつむぎもならず、むなしく日をついやすのみにて、やゝもすれば、朝夕のものしも調得ず、やうく琢道と子供へあたへ、其身は食せずして、日をわたりし事も度々也。されども恨かなしむ色目もなく、人につたなくこびもどむ事もなし。

或は「いつまでかくてあるべきならねば、病人子供は、寺にも托し、身は故郷へかへりてもあれかし」など、とりへ勧るに、「夫の常さまなる時だも、いづくまでも隨ひ、艱難をともにせんとちかひしを、今

はらからは、いやましに「かへれ」と此貞婦齡もいまだ三十余年にて、みめかたちせむるを、「かくおどろくしきもの」いやしからず侍れば、「末しらぬ浮身におはけを、たれかはうしろみ聞えん。さなすれば古郷へも帰り、行末の事をはかり給きだに、『帰らじ』とちかひてしを、いへ」といさむるもあり、或は「斯てあらんまは命をかぎり」とてぞ、やみける。

よりはこなたへ來り給へよびむかへ參らせに帰候様、毎

本房よりもたすけみつぎけれど、本より事多おもひたらず、寺のかたへに、かたつむりの屋のやうなる庵をつくりて、ものゝけひとりがくひものを、日ごとにおくる。妻とふたりの子とは、たれかはしらん。

かゝる病をうけて、親族にさへ厭はるゝを、いかで見すてゝかへるべき。飢死せんは力なし。その日まで、心一つに介抱せんより、外はなし」とて、つるにうけ引色なし。

さてその夫に事るさま、かく貧窮の中にても、礼義を正し、少しも病なき人に事るごとく、さまへ筋なき事を、申かくるにも、謹みてうけたへ、一言もあなどり軽しむる事なし。

容儀も中人よりは、まさりたる方にて、教順又病によりて、嫉妬ふかく、横さまにいかりのゝしり、打たゝき、あるひは髪をとらへて、地に曳など、いくたびといふ事なきに、聊も荒き言を出さず、怒れる色もなぐ詳かにいひなだめて、その疑をとく。

かくして介抱にいとまも費ゆれば、なりわひいよ／＼わびしく、三日も食をたつ事、しば／＼なり。教順はそれをしるべくもあ

ん」と、招のぞむもあれど、貞婦いさゝか心をかへず、答て申やう「人々の志はかたじけなく侍れと、斯常ならぬ主に候へは、わらは見捨なは誰の人そみつぎまいらせんや。始より一生を契しに、今さら立去ん事、本意に非」とかたく誓て、猶々深切を盡しきける。【此の一文、本来は十四節の後に続く】

殊に病氣柄にて常に訳もなき躰も候得共、礼義を正して少も廉畧之取扱無之、貞節を尽し、

ある時その食事の調ざりし事ありて、庭に出て如何せんとあんじ煩しに、琢道はそれをもじらず、貞婦を呼碁を圍んまゝ、「其方相人

らず、飢つかれたるを呼かけて、いざ墓をうたんなどせむるに、心よく相手になりて、つみにいなむ事なし。

9

10

「かほどまで、餘り柔順なるは、やゝ愚しき方もまじりやせん」と、いひくだす人もあるらめど、かゝるむつかしき病をたすけかゝるくるしき世をわたるは、才智もありて、飽まで義烈なる本性ならでは、よくせんや。降つむ雪に、たれをれふしても、一葉をかへぬ、竹のみさほなるべしや。(翻刻者注…「かへぬ」は「かえぬ」の「え」の横に「へ」と書き加えてある)

になり候へ」とありしに、貞婦の曰「わらは墓の事をしらねはゆるし給へ。御身ひとり黑白の石をならべ、御つれぐをなぐさめ給へかし」と、いさゝかふつくむ氣色もなく、斯答けるそのさまいはんかたなく殊勝にして、是を見聞の人々感じあへるとなん。

さるほどのまづしさなれば、夏の夜の蚊帳もなく、三伏のながきも、夫のもとに添臥て、團扇を以て蚊をはらひつゝ、あくるあしたを待あかし、

その雪霜の寒き夜、教順たびくあか裸にて、走り廻り、川原にうち臥などするに、さんも必ずおき出、わざと肌をあらはして、

冬のさむき夜しも、物のけは、あかはだかにて、庭にたゞめば、妻もおなじこと、衣ぬぎて立そひるるを、里人

又寒風はげしき冬の夜も、乱心の事なれば、煩熱になやみて衾とりすて、其儘床の上に臥まし

13 予はさきに、この事のはしへ傳へ聞。ち かきこる、予が弟とともに、龍野に下り、 猶また委しくもと末をたづね得て、かの村 へも訪はんとするに、龍野の士大夫の親戚 なるもの、四五人、我もさ思ひしに、いざ	12 げにや心の誠より、肌膚もおのづから實す るにや、つゐに寒氣に侵されたる事もなし とかや。忠信をもて、淵をわたりし、たぐ ひならまし。	11 したがひありき、いろいろにすかして、つ れかへる。そのさまを、所の者見て、「か ゝる病者は、さる疽瘡にも障らぬもの也。 常人にて、しばしも同じさまにあらんは、 忽ち邪氣を受べし」など云て、留むれば、 さんこたへて、「さればさ思はぬにはあら ねど、見給へこの寒き夜に、いかに病者な ればとて、夫たる人の、身にひとへも掛ず して、まどひありかんに、何とてあたゝか にさしこめ、綿を身にまとひて居らるべき。 この」とくして、心の安ければ、寒さもさ ぬはなし。
		<p>見とがめで、いきめける。「ものゝけは ねちつよきものにて、さむさをだにし を見聞て、貞婦に申けるは、「主人は病の御 らぬなれば、いかゞはせん。たゞの の、なでうさるわざあらん。いたづき のいるべく、いとおろかなるわざなり」 といふに、「それをしらぬにしもあらね ど、おつとのさむき庭にゐ給へるを、 ひとり内にゐてあたゝかにあらんは、 わが心とてゑせす」とこたへける。そ の心もちひ、皆みなかうやうなる。 ひ行、いろいろとして倡帰らんとすれど、き くしたがはねは、おなじく時を移しける。</p>

かく千辛万苦なしける、貞節のほど語も中
く愚也。心なきそのわたりの人々も、見
るに聞に感じあへりて、其里の風俗何とな
く善に移しと聞へし。

伴はんとて、その妻その娘など、具してゆく。

わづかの物など、心々におくりて、對面す。

病者は士人を恐るゝよしにて、にげかくれたるを幸にて、しばし打かたらひて、問慰めぬ。さて貞婦の、何のたのみもなき身に、かひくしくものするありさま、聞しよりも猶まさりておぼゆ。

かのいほりは、軒端かたぶき、疊もなく、藁席さへ、やぶれくちたり。寒暑風雨を、いかにして防ぐらんと、見る目さへいたましく、數日の飢を忍びて、病者をもてあつかふ朝夕、おもひやらる。

さすがにも心ある人々は、力を合て品々みつぎおくりける。

かのかたつむりの屋を見いれたるに、しきゝもさへ、ひとへむしろをしきたり。

人はあらず、こゝかしこたづねるに、小河において菜をあらふ女あり。髪も衣も、かたいめのやうなれど、つらつきのきよらにあでやかなる。「かれにこそ」と、よりて問に、そなりけり。「やゝ」とよびとりて、庵に帰り、あるやうをとひきくに、ほとゝのどやかにうちかたらふに、みな人涙おとして、おくりものとり出るほど、ものゝけ帰

予はかの故郷の綾部には、縁者のしるべある故、その事などかたり出れば、其人は親元と同家中にて、睦じき中なりとなん。よりて「これまで、文の便り乏しくば、今よりいく度も取次てん」といふに、よろこびながら、「今まで、年に二三度のたよりあれど、たゞ無事を告るのみ也。わがかゝるさま、故郷へ必もらせ給ふな」といふ。

遠き所にて、心くるしく思はんを、はゞかるなるべし。これにつきても、その貧苦をもなげかず、人に求めのなきをしるべし。

文のたよりは、常にあれば、いで致書郵せん。わがかたに文こせよ」といひければ、よろこぼひて、後にぞ文か

きておこせたる。「たみはいかなれば、かくばかり、孝あるもの、まめなるものに、数おほくあひみたることや」と、はかせのよろこぼひ給ひたる、ことはりなるや。

りきにける。人おそれするものゝけなりと聞いて、あいなくて帰りぬ。

すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なれば、同じころそのつかさなる土大夫よ

斯^がして年月をふるまゝに、^{しやくせん}積善の余慶やか

村内言不及申、^{上げい}近村までも人^ハ

り、あづまの館へ申し上しに、ほどなく君命ありて、さんをめし出ししろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり。かの親元は、九鬼河内侯の臣にて、いやしからぬ人なり。姓名はわざともらしつ。

右の貞婦の事、感ずるにも餘りあり。すべて世の人の、妻女の鏡となるのみならず、臣たり、子たり、弟たる人の、やゝむつかしき主人父兄を、もてるたぐひも、これを傳へ聞ては、みづからはげむに、便りあるべし。

さればいたづらに、賞美のみしてやまんは、口おし。いでわづかにも、その困難を救はんとおもへど、愚が家のいとなみさへつたなくて、心に任せねば、去し此、西岡の孝子をたすけし、前蹤に隨ひ、まづしき囊をさぐりて、其餘を門人ならびに親しき人々に乞んとす。元より多きを求めるやうはない。たゞ鳥目いそぢ七そぢのほどにて、くるしからず。この巻にそへて、愚が方に

公の御間に達し、あつき仰事の上褒美として、感賞致候由村役白銀三十両賜しまゝ、其名いよ／＼さかんに照かゝやき、遠きかたへも傳聞へて、人々の鑑となり、孝子貞婦は、ます／＼力を盡し、不孝不貞の族も愧おそれて、面を革善道にむかひぬる事たふとも有がたき事ならずや。

猶きくに此婦德永久に傳らん事をねがふものから、つたなき筆を忘れて、其大略を記侍る。さりながら、貞婦名をうり利をつる心あらねは、中壽の朝夕心を用ひしまことは、知人もなし。此傳を見ん人々心を以てむかへさつし、そのふかき誠心を尋玉はん事、是を其階梯あししろと成し侍る事しかり。

人共訴出に付相紀候上、明和八年五月十九日卯年五月十九日為褒美銀子三枚遣之

送り給へかし。遠き境といひ、あづかり給はぬ事にはあれど、愚が志をたすけ、枉てゆるし給へかしとねがふ。仍ておもふに、このころ何事をいひ出しけん、勢廟へ参詣するとして、老若男女、崩るゝごとく走りまどふを、この難波津は、人の心頬母しき方にあるにや。その驛路の難を救はんとて先を争ひ、米をあつめ、錢をあわせ、大路に立わたり、いづくの誰ともしらぬ人に、そこばくの物をなげあたゆるなど、目ざましきわざなりや。この貞婦への施しは、かの万分の一にもたらねど、たしかに名ざす所ありて、一人の善をたすけ、教化の益となる事なれば、その功は切なる方にもあらんか。それはともあれ、かれは神慮に叶ふを主とするといはゞ、これは天心に叶ふべし。神慮天心、あに二つあらんや。

知音の御人々

辛卯の五月晦

中井積善拜上

明和辛卯夏四月

石原公章謹撰